

萩山口信用金庫 山口市開業チャレンジ応援補助金交付要綱

第1条（目的）

この要綱は、萩山口信用金庫が山口市と連携し、別掲「山口市開業チャレンジ応援補助金対象区域図」で示した山口市中心市街地、および湯田温泉観光回遊拠点施設「狐の足あと」周辺に新規に開業する事業者に対し、補助金を交付することにより、山口市中心市街地および湯田温泉地域の魅力向上を推進し、地域経済の活性化、雇用の促進を図ることを目的とする。

第2条（補助対象となる事業者）

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。ただし、山口市の「あきないのまち支援事業補助金」、または「湯田温泉回遊促進事業補助金」以外の補助金等の交付を受ける場合、本補助金の補助対象者から除く場合がある。

- (1) 萩山口信用金庫の会員資格を有する者（予定者を含む）であること
- (2) 山口市中心市街地、および山口市の「湯田温泉回遊促進事業」対象区域内に新たに開業する事業者、または開業後3か月以内の事業者であること
- (3) 開業に係る経費の合計が20万円以上を要する事業者であること
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行おうとする者でないこと
- (5) 反社会的勢力でないこと、または反社会的勢力と密接な交友関係を有する者でないこと

第3条（補助金額）

補助金の額は、一事業者に対し10万円とする。なお、年間の補助金総額は最大10先合計100万円以内とする。

第4条（補助金の交付申請）

補助金の交付を受けようとする事業者は、開業前または開業後3か月以内に、「萩山口信用金庫 山口市開業チャレンジ応援補助金交付申請書(様式第1号)」に次に掲げる書類を添えて、萩山口信用金庫の各営業店に提出しなければならない。

なお、申請事業者が「あきないのまち支援事業補助金」、「湯田温泉回遊促進事業補助金」等の補助金申請を行う場合、本補助金の申請手続き簡素化のため、申請事業者の同意に基づき、山口市に提出した申請書類等を、萩山口信用金庫

に提供することで、書類提出に替えることができるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、萩山口信用金庫が必要と認める書類

第5条（補助金の交付決定）

前条に基づき補助金の交付申請があった場合、申請要件の確認を行い、要件を満たしている者を対象に、萩山口信用金庫内で開催する「補助金交付審査会」にて審査を行う。

2 補助金は、前項の審査会で採択された申請者に対して交付する。

3 補助金の採択結果については、「萩山口信用金庫 山口市開業チャレンジ応援補助金交付決定通知書（様式第2号）」、または「萩山口信用金庫 山口市開業チャレンジ応援補助金不交付決定通知書（様式第3号）」により、申請事業者に通知する。なお、交付決定事業者については、個人、企業・団体等の名を公表する場合があるものとする。

4 萩山口信用金庫は、補助金の交付を採択するにあたり、必要があると認められる場合は、条件を付すことができるものとする。

第6条（補助金の交付）

前条に定める交付決定の通知を受けた交付決定事業者は、「萩山口信用金庫 山口市開業チャレンジ応援補助金交付請求書（様式第4号）」を、萩山口信用金庫に提出するものとする。

2 萩山口信用金庫は、前項に定める請求書の提出を受け、これを適当と認めるときは、交付決定事業者が請求書で指定する萩山口信用金庫の預金口座に一括で振込むものとする。

第7条（その他）

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、萩山口信用金庫が別に定める。

附則

本要綱は、平成29年9月1日より取扱開始とする。

平成29年9月1日制定

別掲「山口市開業チャレンジ応援補助金対象区域図」

1. 中心市街地対象区域 ※山口市「第2期山口市中心市街地活性化基本計画」より

駅通り1丁目、駅通り2丁目、大市町、黄金町、米屋町、中央1丁目、中央3丁目、道場門前1丁目、道場門前2丁目、中市町、東山1丁目、本町1丁目、本町2丁目、惣太夫町並びに中河原及び鰐石町のうちJR山口線北側の部分、東山2丁目のうち県道宮野上山口停車場線西側の部分、銭湯小路のうち市道上後河原東山二丁目線の西側の部分



※中央点線部は山口市「あきないのまち支援事業補助制度」対象区域

2. 湯田温泉回遊促進事業対象区域 ※山口市「湯田温泉回遊促進事業補助金交付要綱」より

湯田温泉1丁目、湯田温泉2丁目、湯田温泉3丁目、湯田温泉4丁目、湯田温泉5丁目、湯田温泉6丁目の一部、葵2丁目の一部、今井町の一部、下市町の一部、前町の一部

